

1 - 3 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		3,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	2名	
	監事	2名	名	
	職員数	60名	48名	県OB3名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成17年度)	当期収入	1,926,551千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,606,415千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,359,321千円)	
	当期支出	1,898,627千円		
	(うち事業費	1,343,387千円)		
	当期収支差額	27,924千円		
	当期正味財産増減額	19,565千円		

2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図るため、昭和51年4月に当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うため、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

なお、平成16年12月に策定された青森県行政改革大綱においては、「下水道への指定管理者制度の導入を踏まえ、下水道の管理部門の体制を見直し、その他の部門については、経営の独立民営化を行います。」とされており、また、青森県行政改革実施計画では平成18年度に「その他の部門の経営の独立民営化」を行うスケジュールとなっているところである。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、建設材料の調査研究、研修事業及び市町村への技術支援等を行う公益事業、設計・積算業務、施工管理業務及び建設材料試験等を行う受託事業並びに下水道維持管理業務等の受託、下

水道技術の調査・研究及び下水道の普及・啓発活動等を行う下水道事業を行うことにより、本県における建設事業の振興発展に寄与するとともに、地域の発展にも貢献してきているところである。近年の公共事業の減少傾向や民間の技術力の向上に伴い、受託事業収入が減少傾向にあり、厳しい経営環境下にあるが、公共事業が「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へと品質確保を重視する方向へ移行しているなど、社会的要求の変化の中で、新たな行政需要や役割も出てきている状況にある。

また、当法人に対しては、青森県行政改革大綱において経営の独立民営化が求められていることから、昨年度の報告書において、次のとおり提言したところである。

ア 経営の独立民営化に向けた事業展開

経営の独立民営化のため、当法人は人的にも財政的（受託事業を含む。）にも県の支援や業務に頼ることなく、本県における建設事業の振興発展に寄与するという目的のもと、社会的要求に柔軟に対応しながら業務の対象範囲を拡げ、当法人の持つ技術力を活かして各種事業を積極的に展開していくこと。また、各種事業の実施に当たっては、民間業者同様、その効率的な業務執行とサービスの向上に努めていくこと。

イ 職員の技術力の向上に向けた体制の整備

建設関連の技術が日々向上していく中で、当法人が継続して県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術者の指導的な役割を果たしていくため、当法人の存在価値は他よりも優れた技術力であるということを肝に銘じ、絶えず危機感をもって職員のスキルアップに向けた体制の整備に努めること。

一方、当法人は、平成18年2月に「(財)青森県建設技術センター経営改革基本計画」(以下「基本計画」という。)及び「(財)青森県建設技術センター経営改革実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定し、現状と課題を整理するとともに、経営改革の理念及び目標、取組項目などを定めたところである。当委員会は、公社等ヒアリングにおいて、個別項目の点検評価に先立ち、基本計画及び実施計画の概要について、説明を受けることとした。

これらの計画に記載された経営改革の目標と具体的な取組には、次のような項目が記載されている。なお、先に述べた当法人の新たな行政需要や役割については、の「社会的要求変化への対応」に関連した業務が含まれるものである。

社会的要求変化への対応

(新たな業務の展開(CALS/EC関連業務、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」関連業務等)、産学官連携、官民建設技術者の育成、現業務の見直し)

技術力の更なる向上

(職員の資質の向上、更なる高品質な成果品の確保)

経営の独立民営化に対応した経営基盤の構築

(企業経営的思考の導入、委託業務の拡大)

下水道施設の指定管理者としての対応

(再委託発注方式の見直し)

以上の項目を含め、基本計画及び実施計画の概要について説明を受けたが、その内容は、当委員会が昨年度の提言で求めた経営改革の方向性とも合致していることが確認できた。また、その実施状況についても報告を受けたが、CALS/EC研修の開催、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」についての広報活動、橋梁技術研修会の開催、市町村訪問による委託業務の拡大の取組など、実施計画に沿って積極的に活動されていることが確認できたところである。

当法人が、社会経済環境の変化を好機と捉え、将来を見据えた基本計画及び実施計画を策定し、それらの計画に沿って事業を展開していることを当委員会は評価するものである。今後も、基本計

画及び実施計画に掲げた各項目に着実に取り組むとともに、当法人の負っている公の使命、果たすべき役割を追求していくことを望む。

(2) 経営状況

当法人の経営にとって、受託事業収入が重要であることは、昨年度の報告書で述べたとおりである。平成17年度決算の状況をみると、受託事業収入の減少傾向（平成15年度：5億6,640万円、平成16年度：4億5,674万円、平成17年度：4億1,453万円）が続き、厳しい状況が続いている。なお、受託事業収入のうち県からの受託料の額及びその割合も減少傾向（平成15年度：4億4,172万円（約78%）、平成16年度：3億2,104万円（約70%）、平成17年度：2億4,709万円（約60%））にある。

当法人は、県からの受託業務が減少しているにもかかわらず、平成17年度も黒字を確保し、当期収支差額は2,792万円、当期正味財産増減額は1,957万円となっている。このことは、当法人が、業務の対象範囲の拡大に努めて受託事業収入の減少を極力抑え、人件費をはじめとする経費の削減を行った結果として評価できる。

また、当法人は、平成18年度から指定管理者として県内の流域及び特定環境保全公共下水道の維持管理を行っている。これまで県からの下水道維持管理受託事業は、損益の発生しない契約方式（実費弁償方式）であったが、指定管理者制度の導入に伴い、当該契約方式が廃止されることとなったため、今後の法人経営への不安要素もあるところではあるが、当法人は、平成17年度末現在で約3億4,723万円の内部留保を有していること、当法人が、下水道事業については、「安全・安心」の確保に努めながら、一層のコスト削減と効率的な経営に取り組むこととしていることから、その推移を見守りたい。

(3) 業務執行状況

平成17年度末をもって県職員（2名）の派遣を取りやめたことから、平成18年度からプロパー職員による法人運営が行われている。併せて、当法人は、平成18年度から、業務の対象範囲の拡大、指定管理者としての管理技術力の向上、業務の効率的運営などを目的とした組織の見直しを行っていることが確認できた。主な見直しの内容としては、専務理事を配置し、市町村等への広報活動体制を強化したこと、5課あった建設関連の課を1課に集約して、各専門部門を担当する建設調整監を配置することで、機動性を高めるとともに、若手職員の指導・教育体制を強化したこと、また、各浄化センターに所長を配置・常駐させることで、危機管理体制と職員の指導・教育体制を強化したことである。

当法人は、理事長及び専務理事を含めたチーム体制で積極的に市町村等を訪問し、今年度から作成した「センターだより」を活用するなどして、建設事業に関する新たな制度の説明やその中で当法人が果たすことのできる役割等について広報活動を展開している。その結果、県以外からの受託業務の新規受注がみられるなど、その成果もあがってきているところである。経営の独立民営化に対応した経営基盤の確立には、そうした役職員の気概と地道な活動の継続が必要であり、今後の継続した取組に期待したい。

なお、当法人は、平成17年度から建設部門の職員について、給料月額8%～10%削減、期末手当の20%削減、管理職手当の20%削減を実施しているが、今年度からは、下水道部門の職員を含めた法人全般に係る見直しを実施しており、今年度は、下水道部門の職員の給与等を建設部門の職員と同様に削減しているほか、平成19年度以降の実施に向け、新たな給与体系について外部のコンサルタントを交えて検討していることが確認できた。

最後に、これまで述べてきた点検評価の内容を踏まえ、当法人の経営の独立民営化について申し述べたい。当委員会は、昨年度の報告書の中で、当法人の経営の独立民営化に関し、次のように述べたところである。

「経営の独立民営化を果たすためには、経営が人的にも財政的にも県の支援を頼らないことが重要である。当法人の場合、財政的には補助金等の交付を受けていないことから、県派遣職員の引揚げを行い、今後とも補助金等を受けることなく独立した経営を行っていく必要がある。また、受託業務についても県からの業務に偏ることなく、市町村等からの受託業務を拡大し、また、当法人の専門性や優位性を活かした新規事業を開発する等、独自の収入確保の取組が必要となっている。」

この内容を踏まえ、当法人の経営の独立民営化について確認できた内容を整理してみると、次のとおりである。

ア 県職員の派遣を取りやめたことから、平成18年度からプロパー職員による運営が行われていること。

イ 県から補助金等の財政的な支援を受けていないこと。

ウ 下水道部門では指定管理者として業務を適正かつ効率的に実施していること。

エ 建設部門では、当法人の持つ技術力に基づき委託された業務を効率的に実施するとともに、県以外からの受託業務の拡大にも積極的に取り組んでいること。

以上のことを確認できたことから、当委員会としては、現状における当法人の経営は、人的にも財政的にも県の支援を頼ることのない経営の独立民営化が図られているものと認識している。現在、当法人が、独立民営化に対応した経営基盤の構築のため、基本計画及び実施計画に基づき、組織体制の強化や業務の対象範囲の拡大等の具体的な取組を行い、その成果が表れていることについては、先に述べてきたところである。当委員会は、当法人の経営は、人的にも財政的にも県の支援を頼ることのない現在の経営状態を維持・発展させて、確固たる経営基盤と存在価値を確立していくという段階に入ったものと認識している。そのために、当法人は、常に高い技術力を保持し、建設技術に係る新たな課題にも積極的に取り組むなど、本県の建設事業の振興発展のために一定の役割を果たしていく必要がある。また、市町村や民間等に対し積極的に存在価値をアピールして、業務の対象範囲を拡大していく必要がある。

4 当法人に対する提言

当法人は、平成18年2月に策定した基本計画及び実施計画に基づき、引き続き、その取組を実施していくことになるが、社会的要求変化に伴う新たな行政需要や役割にも柔軟に対応して、引き続き本県の建設事業の振興発展に寄与していくことができるよう、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 公益法人としての役割の追求

公共工事が品質確保を重視する方向へ移行する中、当法人は公益法人として一定の役割を期待されており、今後は公共事業の発注者支援に係る業務等において活動の広がりも想定されていることから、十分にその期待に応えられるよう、常に職員のスキルアップを図りながら、積極的に公益法人としての役割を果たしていくこと。

(2) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

今後とも人的にも財政的にも県の支援に頼らない経営を継続させていくためには、当法人の経営基盤の強化が必要であるが、そのためには、当法人の存在価値を積極的に市町村や民間等にアピールし、業務の対象範囲を拡大していくこと。

最後に、各都道府県に設置されている建設技術センターは、技術的能力及び中立・公正性の確保の観点から、公共工事の適正化や品質確保に関し、発注者を支援する機関として期待されている。今後、東北地方整備局、東北6県及び仙台市ほか6市で組織する東北地方公共工物品質確保促進協議会にお

いて、公共事業の発注者支援業務を行うことができる技術者や機関の認定が行われる予定となっているとのことであり、当法人は、認定機関となれるよう必要な体制整備に努め、将来においては認定機関として本県の建設事業の振興発展に寄与していくことに期待したい。